

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年6月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500043号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500002号

第1 結論

昭和59年4月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月から昭和61年3月まで

私は、国民年金第3号被保険者制度ができる前、国民年金に任意加入して保険料を納付すると年金額が増えるというので、任意加入して保険料を納付したはずなのに、納付した記録が無いのは納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間直後の昭和61年4月から平成23年9月までは第3号被保険者期間であり、同年10月から平成26年8月までは第1号被保険者として国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

しかしながら、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、請求者の夫が行ったと述べているところ、請求者の夫は、加入手続の時期、場所等についての記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況は不明である。

また、請求者の所持する年金手帳には、昭和61年4月1日に初めて国民年金の被保険者資格を取得した旨の記載があり、オンライン記録と一致することから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、納付できない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

加えて、請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500040号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500003号

第1 結論

平成元年*月から平成2年10月までの請求期間及び平成6年12月から平成7年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成元年*月から平成2年10月まで
② 平成6年12月から平成7年3月まで

私は、平成2年11月に会社員になるまでは国民年金保険料を納付していなかった。請求期間①については、国民年金の加入手続を行っていなかったが、同年11月に厚生年金保険に加入後、A区役所から国民年金保険料を遡って納付するようとの通知が来たので、同区役所B出張所又はC銀行D支店で15万円前後の保険料を一括納付した。請求期間②については、国民年金の加入手続を行っていなかったが、同区役所から保険料の納付書が届いたので、毎月1万円前後の保険料を納付したと思う。請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間が二回と少なく、国民年金被保険者期間のうち、平成9年7月から平成12年7月までの期間においては国民年金基金に加入していることから、国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

しかしながら、請求期間①及び②については、平成9年1月の基礎年金番号制度導入前の期間であり、国民年金被保険者となる者に対しては国民年金手帳記号番号が払い出されていたところ、請求者が所持する2冊の年金手帳のうち、基礎年金番号制度導入前に交付された厚生年金保険、国民年金及び船員保険の3制度共通の年金手帳には国民年金手帳記号番号の記載が無い上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録において、請求者の国民年金被保険者期間のうち、請求期間①及び②を含む、請求者が20歳に到達した平成元年*月*日から平成8年9月1日までの被保険者資格記録については、平成9年6月18日に入力処理されていることが確認でき、請求者の国民年金の加入手続は同年6月頃に行われたと推認されることから、その時点を基準にすると、請求期間①及び②は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者は、A区役所から国民年金保険料を納付するようとの通知が来たところ、同区役所の担当者は、請求期間①及び②当時の国民年金に関する記録及び届出書は残されておらず詳細は不明だが、国民年金の加入手続が行われる前に、被保険者となる者に国民年金の保険料納付書を送付することは考え難い旨陳述している。

加えて、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。